

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 六〇〇

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 六〇〇

○道路の区域を変更する件 六〇一

公 告

○一般競争入札を行う件三件 六〇一

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 六〇六

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事

知事が任命する職員

議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
福島海区漁業調整委員会	福島海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事課）

告 示

福島県告示第七百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十月十六日から同年十一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市喜久田町字前北二十五番一
- 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十月十六日から同年十一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部

公 告

(道路計画課)

路 線 名	区 間	変更前 の 変 更 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道富岡 停車場線	双葉郡富岡町小浜字釜 田二〇三番地先から 同 郡同 町小浜字釜 田一〇九番地先まで	変更前 七・〇〇 一・二・〇〇	A 七・〇〇 一・二・〇〇	三二・三・二二
	双葉郡富岡町小浜字釜 田二〇三番地先から 同 郡同 町小浜字釜 田一〇九番地先まで	変更後 七・〇〇 一・二・〇〇	B 九・〇〇 四・〇〇	三二・三・二二
	双葉郡富岡町小浜字釜 田一七九番地先から 同 郡同 町小浜字釜 田一〇九番地先まで			一八八・〇〇

福島県告示第七百五十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年十月十六日
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二十一番地の二ほか
 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

公告第238号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるリアルタイム線量測定システム設置及びクラウド環境構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
 平成27年10月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 入札に付する事項
 - 調達をする特定役務の名称及び数量 リアルタイム線量測定システム設置及びクラウド環境構築業務 一式
 - 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 契約締結日から平成28年3月31日まで
 - 履行場所 福島県自治会館(福島県福島市中町8番2号)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年11月6日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室
電話024-521-8498
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年10月16日(金)から同年11月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年11月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成27年11月27日(金)午後1時30分
(2) 場所 福島県自治会館3階特別会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月26日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of services to be required : Installation of the real-time dosimetry system and establishment of the cloud environment 1set
(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 27 November 2015
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 November 2015
(4) Contact point for the notice : Radiation Monitoring Unit, Nuclear Power Safety Division, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Naka-machi, Fukushima-shi, Fukushima

960-8043 Japan TEL024-521-8498

(原子力安全対策課放射線監視室)

公告第239号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年10月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるI S M S（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) I S O 9001及びI S O 20252の認証を受けている者であること。
- (6) 一般社団法人社会調査協会が認定した専門社会調査士及び一般財団法人統計質保証推進協会が認定した専門統計調査士のそれぞれの資格を有する者を、この公告に示した業務に従事させることができる者であること。
- (7) この公告に示した業務と類似した業務に関して、コールセンター設置の実績を有している者であること。
- (8) この公告の時点から過去3年以内にこの公告に示した業務と類似した業務を履行した実績があり、かつ、この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年11月17日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課

電話024-523-4157

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年10月16日（金）から同年11月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年11月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

入札説明書、仕様書、申請書等は、3に掲げる場所において、4に掲げる期間に配布する。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成27年11月26日（木）午後1時30分

- (2) 場所 福島県庁本庁舎1階101会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月25日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required : Survey of Evacuees' feelings in Fukushima Prefecture 1set
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m, 26 November 2015
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m, 25 November 2015
 - (4) Contact point for the notice : Evacuees Support Division, Revitalization Bureau for the Evacuation Areas, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-523-4157

(避難者支援課)

公告第240号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年10月16日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 エックス線非破壊検査システムⅡ 1式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成28年3月23日（水）
 - (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年11月10日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年10月16日（金）から同年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年11月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年10月23日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年11月27日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月26日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray Non Destructive Inspection system II 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 27 November 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 November 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年十月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 名称

NPO法人ふくしまベストスポーツ

三 代表者の氏名

赤間 周四郎

四 主たる事務所所在地

福島県福島市笹木野字台畑五十三番地の八

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の市民に対して、特に小中学生の子どもたちを中心としたスポーツ教室やスポーツ大会の企画・開催、スポーツチームの運営に関する事業などを行い、子どもたちと地域の大人たちとを繋ぐことにより、スポーツの振興を図るとともに社会教育の推進を図り、スポーツを通じた国際交流から地域貢献へ、また、環境保全に関する活動までを幅広く行うことにより子どもの健全な育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（文化振興課）